

マン・AHL・マイルストーン

米ドル建／ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国投資信託

運用報告書 (全体版)

作成対象期間
第 25 期

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

管理会社

MUFG ルクスマネジメントカンパニーS. A.

代行協会員

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、マン・AHL・マイルストーン（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第25期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の決算を行いました。ここに運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの組織

管理会社

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.

(MUFG Lux Management Company S.A.)

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグL-1150 アーロン通り287-289

(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

代表者

マネージング・ディレクター

ジャンフランソワ・フォートン (Managing Director Jean-François Fortemps)

コンダクティング・オフィサー

ナタリー・シラ (Conducting Officer Nathalie Chilla)

保管受託銀行

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)

お知らせ

当期中には、約款の内容または運用体制等、ファンドについて重要な変更はありませんでした。なお、2023年4月19日付けで、ファンドの受益証券の券面、費用、分配およびデータ保護の規定に係る更新を行うための約款の変更、ならびに同年9月21日付けで、ファンドから支出する報酬・費用に関する事項および日本における販売会社の任命に関する事項を変更するための約款の変更を行いました。

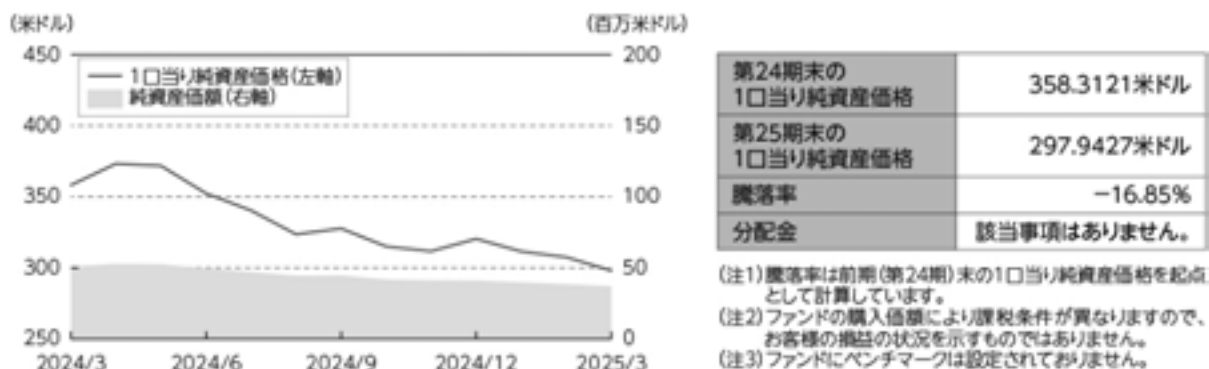
ファンドの仕組みは次の通りです。

ファンドの形態	ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国投資信託
信託期間	ファンド運用開始日は平成12年3月17日、存続期間は無期限です。
繰上償還	管理会社の決定により、いつでも解散することができます。 ルクセンブルグ法に規定のある場合にも、ファンドは解散されることがあります。 純資産価額が1,000万米ドルを下回った場合、管理会社はファンドの解散を検討します。
運用方針	AHL分散投資プログラムおよび場合により投資運用会社によって選定される複数の独立した運用者の運用するその他の先物戦略に直接的または間接的に投資するか、または投資運用会社の運用する投資信託に投資することにより、受益証券の価額に反映されるおよび／または分配金支払いを通じての中期的な確固とした成長を達成することにあります。
ファンドの運用方法	AHL分散投資プログラムおよび場合により投資運用会社によって選定される複数の独立した運用者の運用するその他の先物戦略に直接的または間接的に投資するか、または投資運用会社の運用する投資信託に投資することにより運用します。
主要投資対象	(i) 運用者の運用する投資信託、(ii) AHL分散投資プログラムおよび場合により投資運用会社によって選定される複数の独立した運用者の運用するその他の先物戦略、(iii) OECD加盟国の政府により、または公的国際機関により発行される有価証券、(iv) 現金、一流の金融機関（保管受託銀行も含まれます。）への要求払預金・定期預金、短期もしくは中期の債券および一流の金融機関の発行する譲渡性預金証書・コマーシャルペーパーから構成される短期金融商品、および企業が発行する債券および手形（ただし、期間、相手方等の十分な分散投資が保証され、現金で保有の純資産価額の最大20%までを一つの相手方に預金できます。）、ならびに／または(v) マネー・マーケット・ファンドの受益証券／投資証券（これらの有価証券、証書、預金および受益証券はすべて米ドル建てとします。）
主な投資制限	・純資産価額の10%を超えて借入を行いません。 ・原則として、ファンドの純資産価額の10%を超えて同一発行体の対象有価証券へ投資することはできません。 ・原則として、同一の発行体により発行される同一種類の対象有価証券の20%を超えて当該発行体の対象有価証券に投資することはできません。 ・空売りに起因するファンドの契約の合計額は常に、ファンドの純資産価額の50%を超えることはできません。 ・第三者に対し貸付を行うことはできません。 ・原則として、公認の証券取引所または規制市場で取引されていない対象有価証券に対し純資産価額の15%を超えて投資することはできません。 ・私募株式、不動産または未上場の株式であって流動性に欠ける証券にファンドの純資産価額の15%を超えて投資することはできません。 ・他の発行体の対象有価証券を引受けることはできません。 ・ファンドによる他の投資信託の受益証券／投資証券の保有額が純資産価額の50%を超えるような投資をすることはできません。 ・単一の投資信託により発行された受益証券／投資証券の20%を超えて取得すること、および単一の投資信託にファンドの純資産価額の30%を超えて投資することはできません。 ・ファンドが投資信託に、合計でその純資産総額の50%を超えて投資することはできません。 ・現金、要求払預金および定期預金は常に、ファンドの純資産価額の50%以下を占めるものとします。現金保有の純資産価額の最大20%までを単一の相手方へ預金することができます。 ・対象有価証券、マネー・マーケット・ファンドの受益証券／投資証券およびその他の投資信託の受益証券／投資証券ならびにそれらに係るオプションは常に、それらに個別に適用される上記投資制限に従い、ファンドの純資産価額の50%以上を占めるものとします。
分配方針	毎年、各会計年度のファンドの資産の新規の純利益（以前の会計年度における損失（もしあれば）控除後）の50%以下の金額を分配することができます。ただし、ファンドは第2会計年度（2001年4月－2002年3月）以降分配を行っておりません。 分配金支払の結果、純資産価額が1,250,000ユーロ相当の米ドル金額を下回るようになる場合には分配を行うことができません。

I. 当期の運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当り純資産価格等の推移



当期中における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
(第24期末) 2024年3月末日	50,991	7,618	358.3121	53,528
4月末日	52,898	7,902	373.2249	55,756
5月末日	52,646	7,865	371.7321	55,533
6月末日	49,510	7,396	352.3634	52,640
7月末日	47,048	7,029	340.5279	50,871
8月末日	44,483	6,645	323.6585	48,351
9月末日	44,622	6,666	327.5697	48,936
10月末日	41,862	6,254	315.0678	47,068
11月末日	41,336	6,175	311.7896	46,578
12月末日	41,227	6,159	320.3702	47,860
2025年1月末日	39,952	5,969	311.5204	46,538
2月末日	38,622	5,770	307.5100	45,939
(第25期末) 2025年3月末日	37,093	5,541	297.9427	44,510

(注) 米ドルの円貨換算は、2025年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝149.39円）によります。以下同じです。

■ 1口当り純資産価格の主な変動要因

純資産価額の変動に影響を与えた主な要因には、債券、金利、コモディティ、株式、為替が含まれ、各要因は当期に渡って純資産価額の下落をもたらしました。

■ 投資環境

投資環境につきましては、下記「ファンドのポートフォリオ」の記載を御参照下さい。

■ ファンドのポートフォリオ

当期中、ファンドの純資産価額は15.5%下落しました（週次ベースの数値による）。

主な損失要因は債券、金利、コモディティ、株式、為替であり、クレジット分野は概ね横ばいながら僅かにプラスとなりました。

債券取引では、EURIBOR、SONIA（3か月物）及びオーストラリア国債での損失が大きく、全体として厳しい環境となりました。特にEURIBORは、ドイツにおける財政規律撤廃後のロング・ポジションが裏目となり、損失を拡大させました。またオーストラリア10年国債では、当期中の相場変動によりポジションの巻き戻しが生じ、損失要因となりました。

コモディティ取引では、エネルギー分野が主な損失要因となり、金属と農産物の両分野からの利益で一部相殺されました。エネルギー分野では、ブレント原油とWTI原油の価格下落に加えて、米国天然ガス下落が損失を拡大させました。一方、金とコーヒーは顕著に上昇し、ファンドはこれら市場の上昇局面を的確に捉えることで、利益を得ました。

株式市場では、ラッセル2000指数、東証株価指数、韓国KOSPI指数が下落し、損失が拡大しました。特に2024年8月の円キャリートレードの解消局面でアジア株指数が大きく調整しました。その後、ファンドはアジア株指数のロング・エクスポージャーを削減しましたが、その結果、後半の市場反発局面では、一部の上昇益を取り逃がす形となりました。

クレジット取引では、米国ハイ・イールドCDS指数のショート・ポジションによる利益が、欧州投資適格CDSのショートによる損失を上回り、クレジット全体としては、小幅ながらプラスで推移しました。

為替取引では、メキシコペソ、チリペソ、イスラエルシェケルの対米ドル取引で損失が生じました。特にメキシコペソのロング・ポジションは、選挙における大差での勝利が市場にとって非友好的と受け止められたことを背景に反転し、損失が生じました。韓国では2024年後半に政治的不安が生じ、日本円については日本銀行のハト派的姿勢と年末にかけた政策金利動向を巡る不透明感が円安要因となり、ショート・ポジションが有利に働きました。

■ベンチマークとの差異

ファンドは、運用の目標となるベンチマークに連動して運用、またはそれを上回る運用を目指すものではありません。したがって、ファンドはベンチマークおよび参考指数を設定しておりません。

■今後の運用方針

ファンドは引続き投資目的に沿い、市場および戦略の分散の重視によって、確固とした中期的な元本の成長を目的とします。

(2) 費用の明細

項目	金額または料率	役務の概要
管理会社報酬	各四半期中の毎週の純資産価額の平均の <u>年率0.15%（年間最低40,000米ドル）</u>	約款に従ったファンドの管理および運營業務の対価
投資運用報酬 および成功報酬	投資運用報酬は、投資運用会社および運用助言者それぞれに配分された資産の想定評価額に対し最初の258,115口分までは <u>年率3%</u> 、258,115口を上回る分には <u>年率2%</u> 成功報酬はそれぞれの <u>新規の純利益の20%</u>	ファンドのポートフォリオ運用業務に対する対価
ブローカー手数料	投資エクスポージャーの <u>年率0.7%</u> を上限とした金額	紹介ブローカーに支払われる紹介ブローカー手数料、資金調達に掛かる金利およびそれに関する報酬を含む、売買取引に伴うすべての費用および仲介手数料
代行協会員報酬	各暦四半期中の平均純資産価額の <u>年率0.25%</u>	ファンドのために行う日本証券業協会が定める代行協会員業務に対する対価
保管・管理事務代行報酬	各四半期中の平均純資産価額の <u>年率0.33%（年間最低61,000米ドル）</u>	ファンドの全ての財産の保管、ファンドの管理事務ならびに受益証券の発行、買戻し、登録、名義書換および純資産価格の算定等の業務に対する対価
専門家報酬（当期） ^{（注）}	当期末の純資産価額の <u>0.20%</u> の金額	ファンドの公認法定監査人への報酬等、および管理会社が受益者の利益のために行う際に負担した弁護士報酬等
その他費用・手数料 （当期） ^{（注）}	当期末の純資産価額の <u>0.22%</u> の金額	公租公課、銀行取引手数料、券面印刷費、開示書類（有価証券届出書および目論見書等を含みます。）、報告書等の作成、提出、印刷、配布費用、公告費用等

（注）「専門家報酬（当期）」および「その他費用・手数料（当期）」（支払当座貸越利息、年次税およびその他手数料を含みます。）には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期の専門家報酬およびその他費用・手数料の金額をそれぞれファンドの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近10計算期間における運用状況の推移

(1) 純資産等の推移

下記各会計年度末における純資産の推移は、以下の通りです。

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第16会計年度末 (2016年3月末日)	70,046	10,464	284.7896	42,545
第17会計年度末 (2017年3月末日)	59,119	8,832	244.0332	36,456
第18会計年度末 (2018年3月末日)	52,742	7,879	244.4298	36,515
第19会計年度末 (2019年3月末日)	43,626	6,517	251.6740	37,598
第20会計年度末 (2020年3月末日)	43,264	6,463	293.3983	43,831
第21会計年度末 (2021年3月末日)	38,204	5,707	306.9385	45,854
第22会計年度末 (2022年3月末日)	43,902	6,559	334.3532	49,949
第23会計年度末 (2023年3月末日)	45,836	6,847	314.3614	46,963
第24会計年度末 (2024年3月末日)	50,991	7,618	358.3121	53,528
第25会計年度末 (2025年3月末日)	37,093	5,541	297.9427	44,510

<参考情報>

■純資産の推移

2015年8月から2025年7月までの10年間における各月末日または最終評価日^(注)の受益証券1口当り純資産価格および純資産総額の推移は以下のとおりです。



(注) 評価日は原則として毎週月曜日であるため、上記グラフの各月の金額は、会計年度末および半期の決算月である3月および9月を除き、その月の末日が月曜日かつファンド営業日である場合は当該末日の、また末日が月曜日以外の場合はその月の最終評価日に算出され当該末日現在有効な金額が表示されています。

3月および9月については、原則上の評価日ではなく末日付けで算出された金額が表示されています。

(2) 分配の推移

ファンドは、第2会計年度(2002年3月31日終了)以降第25会計年度まで分配を行っておりません。

(3) 騰落率の推移

	収益率 (%)
第16会計年度	－5.54
第17会計年度	－14.31
第18会計年度	0.16
第19会計年度	2.96
第20会計年度	16.58
第21会計年度	4.61
第22会計年度	8.93
第23会計年度	－5.98
第24会計年度	13.98
第25会計年度	－16.85

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の受益証券 1 口当り純資産価格 (当該計算期間の分配金の合計額を加えた額) (税引前)

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の受益証券 1 口当り純資産価格 (分配落の額) (税引前)

(4) 受益証券の販売および買戻しの実績

下記会計年度中における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	本邦内における 販売口数	買戻し口 数	本邦内における 買戻し口 数	発行済口 数	本邦内における 発行済口 数
第16会計年度 (15/4/1－16/3/31)	12,350	12,350	31,294	31,294	245,956	245,956
第17会計年度 (16/4/1－17/3/31)	13,057	13,057	16,757	16,757	242,256	242,256
第18会計年度 (17/4/1－18/3/31)	1,340	1,340	27,819	27,819	215,777	215,777
第19会計年度 (18/4/1－19/3/31)	1,150	1,150	43,585	43,585	173,342	173,342
第20会計年度 (19/4/1－20/3/31)	2,322	2,322	28,205	28,205	147,459	147,459
第21会計年度 (20/4/1－21/3/31)	2,271	2,271	25,262	25,262	124,468	124,468
第22会計年度 (21/4/1－22/3/31)	16,597	16,597	9,761	9,761	131,304	131,304
第23会計年度 (22/4/1－23/3/31)	30,374	30,374	15,871	15,871	145,807	145,807
第24会計年度 (23/4/1－24/3/31)	8,537	8,537	12,035	12,035	142,309	142,309
第25会計年度 (24/4/1－25/3/31)	1,570	1,570	19,382	19,382	124,497	124,497

＜参考情報＞

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

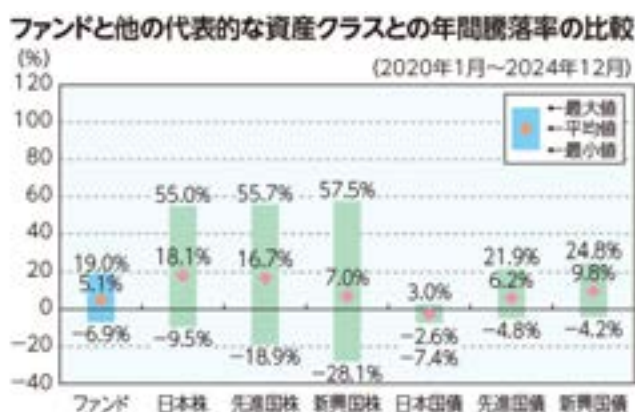
下記のグラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドは運用の目標となるベンチマークを設けておりません。以下のグラフは、2020年1月～2024年12月の5年間ににおける代表的な資産クラスの指数の各月末の年間騰落率、および同期間におけるファンドの基準価額の年間騰落率の平均、最大、最小値を表示しています。

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

左のグラフは、ファンドの過去5年間ににおける各月末の年間騰落率（各月末の1口当り純資産価格*と当該各月末の1年前の1口当り純資産価格*を対比して騰落率を算出）および1口当り純資産価格*の推移を表示しています。また右のグラフは、過去5年間ににおける代表的な資産クラスの指数の各月末の年間騰落率（各月末の指数と当該各月末の1年前の指数を対比して騰落率を算出）、および同期間におけるファンドの上記各月末の年間騰落率の平均、最大、最小値を表示しています。

（*）ファンドは第2会計年度（2001年4月～2002年3月）以降分配を行っていないため、1口当り純資産価格の値を用いています。



資産クラス	指数名	著作権等
日本株	配当込みTOPIX	配当込みTOPIXとは、東京証券取引所市場第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数（TOPIX）に現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）の商標又は標章に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。
先進国株	S & P先進国大中型株指数 （除く日本、韓国、米ドル建て） （配当込み）	S & P先進国大中型株指数は、規則に基づく広範な指数であり、世界の先進国株式市場のパフォーマンスを測定します。同指数はS & Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商品であり、著作権、この指数の知的財産その他一切の権利は同社に帰属します。
新興国株	S & P新興国総合指数 （配当込み、米ドルベース）	S & P新興国総合指数は、規則に基づく広範な指数であり、世界の新興国株式市場のパフォーマンスを測定します。同指数はS & Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商品であり、著作権、この指数の知的財産その他一切の権利は同社に帰属します。
日本国債	FTSE日本国債インデックス	FTSE日本国債インデックスは日本の国債の債券インデックスであり、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、日本を除く世界主要国の国債の債券インデックスであり、FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）は、主要新興国の国債の債券インデックスです。上記3つのインデックスともFTSE Fixed Income LLCにより運営されているものです。同インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。同インデックスに対する著作権等の知的財産権その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス （除く日本、円ベース）	
新興国債	FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）	

（注）海外の指数のうち先進国債および新興国債の指数は為替ヘッジをしないこととして、当該指数会社の提供する円ベース指数を使用しており、先進国株および新興国株の指数は米ドルベースを使用しております。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

Ⅲ. 純資産額計算書

(2025年3月31日現在)

	米ドル	千円 (Ⅴを除く)
Ⅰ 資産総額	37,572,004.24	5,612,882
Ⅱ 負債総額	479,036.45	71,563
Ⅲ 純資産総額 (Ⅰ－Ⅱ)	37,092,967.79	5,541,318
Ⅳ 発行済口数	124,497口	
Ⅴ 1単位当たり純資産額 (Ⅲ／Ⅳ)	297.9427	44,510

IV. 投資対象

■資産別の投資状況

(2025年3月31日現在)

資産の種類	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	17,861,504.45	48.15
投資信託	17,684,837.96	47.68
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	1,546,625.38	4.17
合計 (純資産価額)	37,092,967.79 (5,541百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

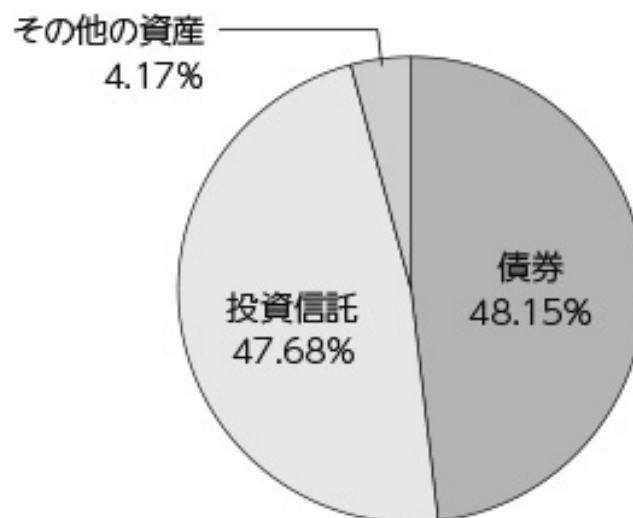
■組入資産の内容

ファンドは主に以下の9つの有価証券に投資しています。

資産の種類	銘柄名	組入比率
債券	2025年4月3日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	8.09%
	2025年4月24日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	8.07%
	2025年5月15日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	9.39%
	2025年5月22日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	9.38%
	2025年9月4日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	6.62%
	2025年9月11日満期ゼロ・クーポン米国財務省証券	6.61%
投資信託	AHL・アルファ・マスター・エルティディ クラスA米ドル	2.40%
	AHL・AAT1 クラスA米ドル	
	AHL・エボリューション・リミテッド	16.88%
	AHL・インスティテューショナル・シリーズ3リミテッド	28.40%

(注) 組入比率は純資産価額に対する各組入資産の評価額の割合です。

■資産別配分



本報告で示された数値は過去における実績であり、必ずしも将来のパフォーマンスを示すものではありません。

V. ファンドの経理状況

- a. ファンドの第25会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における公認法定監査人であり、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円による金額は、2025年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝149.39円）で換算されています。
なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

マン・AHL・マイルストーン

監査報告書

マン・AHL・マイルストーンの受益者各位

我々の意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令の要件に従い、マン・AHL・マイルストーン（以下「ファンド」という。）の2025年3月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示している。

我々の監査対象

ファンドの財務書類は以下により構成される。

- ・ 2025年3月31日現在の純資産計算書
- ・ 同日に終了した年度の損益計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 2025年3月31日現在の投資有価証券およびその他の純資産明細表
- ・ 重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査の職業に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier、以下「CSSF」という。）によりルクセンブルグ向けに採用された国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して我々の監査を実施した。2016年7月23日法およびCSSFによりルクセンブルグ向けに採用されたISAsに基づく我々の責任は、我々の報告書の「財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任」にさらに記載されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見の基礎を提供するために充分かつ適切なものであると確信している。

CSSFがルクセンブルグ向けに採用し、国際会計士倫理基準審議会により発行され、国際独立性基準を含む職業会計士の国際倫理規程（以下「IESBA規定」という。）および財務書類に対する我々の監査に関連する倫理的要件に従い、我々はファンドから独立した立場にある。我々は、そうした倫理的要件に基づくその他の倫理的責任を充足している。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報に責任を有する。その他の情報は、年次報告書に記載されている情報で構成されるが、財務書類およびそれに関する我々の監査報告書を含まない。

財務書類に対する我々の意見はその他の情報をその対象とはせず、我々はそれに関する結論の保証をいかなる形式でも表明しない。

財務書類に対する我々の監査に関連して、我々の責任は、上記に特定されたその他の情報を読み、そうすることにより、その他の情報と財務書類もしくは我々が監査において入手した知識との間に重大な矛盾があるか、または他の点で重大な虚偽表示があると思われるか否かにつき検討を行うことである。我々が遂行した作業に基づき、このその他の情報に重大な虚偽表示があるとの結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務がある。我々には、これに関し報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関連したルクセンブルグの法令の要件に従った当該財務書類の作成および公正な表示に対する責任、ならびに詐欺によるか錯誤によるかにかかわらず、重大な虚偽表示がない財務書類の作成を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に責任を有する。

管理会社の取締役会がファンドの清算もしくは運営の停止を意図しているかまたはそうする以外に現実的な選択肢がない場合を除き、財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力の査定、（場合により）継続企業に関連した事項の開示、および継続企業の会計基準の使用につき責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、詐欺によるか錯誤によるかにかかわらず、財務書類に全体として重大な虚偽表示がないか否かにつき合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信は高い水準の確信であるが、2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグのために採用されたI S A sに従って実施された監査は、重大な虚偽表示が存在する場合には常にそれを検出するという保証ではない。虚偽表示は詐欺または錯誤により発生する可能性があり、個別にまたは全体として、その財務書類を根拠として利用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、当該虚偽表示は重大であると看做される。

2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグ向けに採用したI S A sに従った監査の一部として、我々は、監査の間中、職業上の判断を行い、職業的な懐疑主義を維持する。

我々はまた、

- ・ 詐欺によるか錯誤によるかにかかわらず、財務書類の重大な虚偽表示のリスクを特定および査定し、そうしたリスクに対応する監査手続きを立案および実行し、ならびに我々の意見の基礎を提供する充分かつ適切な監査の証拠を入手する。詐欺には、通謀、偽造、意図的不作為、虚偽の表明、または内部統制の無視を含むため、詐欺から生じた重大な虚偽表示を検出しないリスクは、錯誤により生じた虚偽表示を検出しないリスクより大きい。

- ・ ファンドの内部統制の有効性に関し意見を表明することを目的とするのではなく、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制の知見を入手する。

- ・ 管理会社の取締役会が使用した会計方針の適切性を評価し、および行った会計上の見積りの合理性および関連する開示の合理性を評価する。

- ・ 管理会社の取締役会が継続企業の会計基準を使用することの適切性、および、入手した監査上の証拠に基づき、ファンドの継続企業として存続する能力に重大な疑義を投げかける事象または状況に関連する重大な不確実性が存在するか否か、につき結論を出す。重大な不確実性が存在すると我々が結論を出した場合、我々は監査報告書において、財務書類における関連した開示につき注意を喚起すること、また当該開示が不適切な場合、我々の意見を修正することを義務付けられている。我々の結論は我々の監査報告書の日付までに入手した監査上の証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、ファンドの継続企業としての存続を終わらせることがある。

- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類が公正な表示の目的を達する方法において原取引および事象を表示しているか否かを評価する。

我々は、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々の監査の間に我々が特定した内部統制の重大な不備を含む重大な監査上の所見に関し、管理責任者に伝達する。

配布と使用に関する制限

この意見を含む本報告書は、我々のエンゲージメントレターに従い、受益者と管理会社の取締役会のためだけに作成されたものであり、その他の目的には適合しない。我々は、本書が配布されることのある他のいかなる者に対しても責任を引き受けるものではない。

プライスウォーターハウスクーパース・
アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ

2025年7月31日、ルクセンブルグ

代表者

フレデリック・ボットマン



Audit report

To the Unitholders of
MAN-AHL Milestone

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of MAN-AHL Milestone (the "Fund") as at 31 March 2025, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 31 March 2025;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended;
- the statement of investments and other net assets as at 31 March 2025; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

*PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative, 2 rue Gerhard Mercator, L-2182 Luxembourg
T : +352 494848 1, F : +352 494848 2900, www.pwc.lu*

*Cabinet de révision agréé. Expert-comptable (autorisation ministérielle n°10181659)
R.C.S. Luxembourg B294273 - TVA LU36559370*



In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;



- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Restriction on distribution and use

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Unitholders and the Board of Directors of the Management Company in accordance with the terms of our engagement letter and is not suitable for any other purpose. We do not accept any responsibility to any other party to whom it may be distributed.

Luxembourg, 31 July 2025

PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative
Represented by

Signed by:

F29C5C080FAF4A6...

Frédéric Botteman

① 貸借対照表

マン・AHL・マイルストーン

純資産計算書

2025年3月31日現在

(単位：米ドル)

資産	注	米ドル	千円
投資有価証券（取得原価）	(2)	38,957,024.68	5,819,789.92
未実現評価（損）／益	(13)	(3,410,682.27)	(509,521.82)
投資有価証券（時価）	(2)	35,546,342.41	5,310,268.09
現金預金	(2)	1,463,636.07	218,652.59
ブローカー預託金	(2, 11)	541,247.33	80,856.94
引受受益証券未収金		9,814.75	1,466.23
その他資産		10,963.68	1,637.86
資産合計		37,572,004.24	5,612,881.71
負債			
未払費用	(3)	(448,971.60)	(67,071.8673)
買戻受益証券支払債務		(30,064.85)	(4,491.39)
負債合計		(479,036.45)	(71,563.26)
純資産合計		37,092,967.79	5,541,318.46
発行済受益証券		124,497 口	
一口当り純資産価格		297.9427	44,509.66円

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

マン・AHL・マイルストーン
純資産変動計算書
(単位：米ドル)

	注	2025年3月31日に終了した年度		2024年3月31日に終了した年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在純資産		50,991,036.87	7,617,551.00	45,836,094.77	6,847,454.20
投資純（損）／益		(2,174,978.96)	(324,920.11)	(2,021,940.32)	(302,057.66)
投資有価証券に係る実現純（損）／益	(2,13)	2,317,810.07	346,257.65	1,586,222.78	236,965.82
為替換算および外国為替先渡契約に係る実現純（損）／益	(2,13)	821.43	122.71	(1,003.83)	(149.96)
未実現評価（損）／益の変動（純額）					
ー 投資有価証券	(13)	(8,215,780.72)	(1,227,355.48)	6,780,068.21	1,012,874.39
		42,918,908.69	6,411,656	52,179,441.61	7,795,086.78
受益証券発行		510,535.30	76,268.87	2,802,504.49	418,666.15
受益証券買戻		(6,336,476.20)	(946,606.18)	(3,990,909.23)	(596,201.93)
		(5,825,940.90)	(870,337.31)	(1,188,404.74)	(177,535.78)
期末現在純資産		37,092,967.79	5,541,318.46	50,991,036.87	7,617,551.00

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

② 損益計算書

マン・AHL・マイルストーン

損益計算書

2025年3月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

収益	注	米ドル	千円
現金預金およびブローカー預託金への利息	(2)	17,838.06	2,664.83
利息（純額）	(2)	<u>28,473.87</u>	<u>4,253.71</u>
収益合計		46,311.93	6,918.54
費用			
UCI管理事務代行会社報酬および保管報酬	(9)	(152,055.18)	(22,715.52)
代行協会員報酬	(10)	(114,213.88)	(17,062.41)
ブローカー手数料	(6)	(285,151.02)	(42,598.71)
当座貸越の支払利息	(2)	(568.96)	(85.00)
投資運用、投資顧問および成功報酬	(5)	(1,445,426.91)	(215,932.33)
管理会社報酬	(8)	(68,528.32)	(10,237.45)
その他手数料	(4)	(59,023.53)	(8,817.53)
専門家報酬		(73,480.31)	(10,977.22)
「年次税」	(7)	<u>(22,842.78)</u>	<u>(3,412.48)</u>
費用合計		<u>(2,221,290.89)</u>	<u>(331,838.65)</u>
投資純（損）／益		(2,174,978.96)	(324,920.11)
投資有価証券に係る実現純（損）／益	(2,13)	2,317,810.07	346,257,646.36
外国為替および外国為替先渡契約に係る実現純（損）／益	(2,13)	<u>821.43</u>	<u>122.71</u>
当期実現純（損）／益		2,318,631.50	346,380.36
未実現評価（損）／益の変動（純額）：			
－投資有価証券	(13)	<u>(8,215,780.72)</u>	<u>(1,227,355.48)</u>
		(8,215,780.72)	(1,227,355.48)
運用の結果としての純資産の純増加／（減少）		(8,072,128.18)	(1,205,895.23)

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

③ 投資有価証券明細表等

マン・AHL・マイルストーン
投資有価証券およびその他の純資産明細表
2025年3月31日現在
(単位：米ドル)

	通貨	額面／保有高	原価 (注2)	時価 (注2)	純資産比率 (%)
I. 公認証券取引所に許可されたまたは別の規制市場で取引されている譲渡可能有価証券					
債券					
米国					
2025年4月3日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券	米ドル	3,000,000	2,941,838.76	2,999,294.10	8.09%
2025年4月24日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券	米ドル	3,000,000	2,942,643.75	2,991,888.00	8.07%
2025年5月15日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券	米ドル	3,500,000	3,433,295.71	3,481,900.45	9.39%
2025年5月22日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券	米ドル	3,500,000	3,427,089.16	3,479,062.65	9.38%
2025年9月4日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券	米ドル	2,500,000	2,452,074.08	2,455,725.75	6.62%
2025年9月11日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券	米ドル	2,500,000	2,452,327.24	2,453,633.50	6.61%
合計 I.			17,649,268.70	17,861,504.45	48.15%
II. その他譲渡可能有価証券					
投資ファンド／信託					
バミューダ					
AHL・アルファ・マスター・エル ティディ クラスA米ドル	米ドル	1,543	1,132,450.07	889,817.17	2.40%
AHL・AAT1 クラスA米ドル					
AHL・エボリューション・リミテッ ド	米ドル	598	7,037,329.43	6,260,494.03	16.88%
AHL・インスティテューショナル・ シリーズ3リミテッド	米ドル	69,770	13,137,976.48	10,534,526.76	28.40%
合計 II.			21,307,755.98	17,684,837.96	47.68%
有価証券投資合計			38,957,024.68	35,546,342.41	95.83%
要求払預金				1,463,636.07	3.95%
ブローカーへの預託金				541,247.33	1.46%

その他の資産／（負債）（純額）	(458,258.02)	(1.24%)
純資産合計	37,092,967.79	100.00%

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

マン・AHL・マイルストーン
投資有価証券の地域別内訳（未監査）
2025年3月31日現在

	純資産比率（％）
米国	48.15
バミューダ	47.68
	95.83

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

マン・AHL・マイルストーン
受益証券口数の変動および統計的情報（未監査）

受益証券口数の変動

	2025年3月31日に 終了した年度	2024年3月31日に 終了した年度
期首現在発行済受益証券口数	142,309	145,807
発行受益証券口数	1,570	8,537
買戻受益証券口数	(19,382)	(12,035)
期末現在発行済受益証券口数	124,497	142,309

統計的情報

	2025年3月31日に 終了した年度	2024年3月31日に 終了した年度
一口当り純資産価格 (単位：米ドル)		
最高	375.9477 (2024年4月14日)	358.3121 (2024年3月31日)
最低	297.9427 (2025年3月31日)	313.1759 (2023年4月3日)
期末現在	297.9427 (2025年3月31日)	358.3121 (2024年3月31日)
純資産合計	37,092,967.79 (2025年3月31日)	50,991,036.87 (2024年3月31日)

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

マン・AHL・マイルストーン

財務書類に対する注記

2025年3月31日現在

注1. 一般的事項

マン・AHL・マイルストーン（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき、存続期限無期限の非会社型の資産の共有持分として、ルクセンブルグにおいて設定され、2000年3月1日に効力を生じ、ルクセンブルグの官報（ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン、メモリアルC）にて公表された約款に従って、管理会社によって運用されている。ファンドは、投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日法（随時改正済）（以下「2010年法」という。）パートIIの規定に服している。その受益証券の販売は、欧州連合またはそのいずれの国の公衆に対しても行われない。

ファンドの投資目的は、AHL分散投資プログラムおよび場合により投資運用会社により選任された複数の独立のファンド・マネジャーにより引受けられる他の先物戦略に直接的または間接的に投資を行うか、または投資運用会社により運用される投資ファンドに投資することによって、受益証券の価値に反映されおよび／または分配金の支払いを通じての大幅な中期的成長を達成することである。市場および戦略の分散投資に重点を置くことにより、ポートフォリオは力強い元本の中期的成長を提供することを追求する。

管理会社である「MUGLルクスマネジメントカンパニーS.A.」は、2010年法チャプター15に従い設立され認可されたUCITS管理会社として行為し、またオルタナティブ・インベストメント・ファンド・マネジャーに関する2013年7月12日付法律（随時改正済）チャプター2第5条に基づいてオルタナティブ・インベストメント・ファンド・マネジャーとして行為することをルクセンブルグ金融監督委員会（以下「CSSF」という。）により認可されている。その投資ファンドの戦略はヘッジ・ファンド、不動産ファンド、未公開株式ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、その他の株式ファンドおよびその他の債券ファンドにより構成される。

注2. 重要な会計方針の要約

財務書類の表示

当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に従って作成されている。

a) 投資有価証券の評価

ファンドの資産は、以下の通り評価される。

- (a) 証券取引所に上場されているかまたはその他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該証券取引所または市場における当該日の入手可能な最終の時価で評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場されている場合は、かかる証券の主要な市場を構成する証券取引所または市場における当該日の入手可能な最終の価格が決定因子となる。
- (b) 証券取引所に上場されておらずまたは規制ある市場で取引されていない有価証券は、当該日の入手可能な最終の時価で評価される。
- (c) 当該日につきいずれの相場も入手できないかまたは上記(a)および／または(b)により参照されるが価格が公正な時価を表していない有価証券は、その合理的に予測可能な売却価格に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (d) 手元現金、貸付金または預金、手形、約束手形および売掛金勘定、前払費用、現金配当、利息およびその他支払金の評価は、その全額（適用ある源泉徴収税がある場合、その控除後）とする。ただし、管理会社が当該資産はその全額には相当しないと決定した場合はその限りではな

く、この場合、その価値は管理会社がその合理的な価額であるとみなす価額とする。

- (e) いずれかの先物取引所において相場が立ち、上場され、取引されまたは扱われる投資対象の評価は、計算が行われることとなっている日の営業時間の終了時点の決済価格を参照して決定される。
- (f) 金融デリバティブ商品である有価証券または管理会社が上記の規定に従っては適切に評価されないと判断したその他の資産の場合、その評価は管理会社が随時決定する方法により随時決定される。
- (g) 換金されたかまたは知られたる価格により換金される契約の資産の場合、当該資産の価値を決定するその他の手段の代わりにその換金手取金純額が考慮に入れられる。
- (h) ファンドが購入した投資ファンドにおける持分の評価は、当該投資ファンドが直近に報告した当該持分の純資産価額とする。
- (i) いかなる資産の評価も、いずれかの通貨の対米ドル為替換算レートによる換算額または関連することのある割引の全ての金額を考慮して決定される。
- (j) 資産（または負債）に関しては、当該資産または負債の評価は、ルクセンブルグの一般に公正妥当と認められた会計原則に従い決定されるかまたはその他により誠実に決定され、管理会社がその公正価値を表していると決定する金額とする。

b) 投資有価証券売却に係る実現純利益／（損失）

投資有価証券売却に係る実現純利益／（損失）は売却された有価証券の平均取得原価を基準にして算出される。

有価証券売買取引は、その取引日に計上される。

c) 外国為替先渡契約の評価

外国為替先渡契約は、契約の残存期間に適用される先渡外国為替レートを参照して決済日に評価される。未決済外国為替先渡契約の未実現評価益（純額）または評価損（純額）は、契約レートと契約終了のためのレートとの間の差異として算出される。こうした契約の実現損益および未実現評価損益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書に開示される。

d) 為替換算

財務書類は米ドルで表示される。外貨建の資産および負債は、貸借対照表日現在有効な為替レートで米ドルに換算される。外貨建の収益、費用および実現（損）／益は取引日現在有効な為替レートで米ドルに換算される。外国為替取引に係る利益および損失は、損益計算書および純資産変動計算書において認識される。投資有価証券およびデリバティブ金融商品に係る実現および未実現の損益は、外貨変動により生ずる損益を含む。

2025年3月31日現在、適用される為替交換レートは次のとおりである。

1 米ドル = 0.92456ユーロ

e) 収益の認識

投資収益は発生主義で認識される。受取利息は取得時に計上される。

f) 投資有価証券の原価

会計通貨以外の通貨により表示される投資有価証券の原価は、取引日現在の為替レートにより会計通貨に換算される。

g) 分配金

管理会社は、当該会計年度のファンドの資産（前会計年度からの繰越損失（もしあれば）を控除した後）の新規の純利益の50%を上限とする金額に相当する額の分配を毎年行うことができる。ただし、受益証券一口当たりの年間分配額の上限は、分配金の支払が管理会社により決定された日に先立つ3月、6月、9月および12月末における90日SOFRフォールバックレートの平均に1%を加えた金利を100米ドルに乗じた額に相当する金額とする。

分配の結果、純資産価額が1,250,000ユーロに相当する米ドル金額を下回ることとなる場合は、分配が行われることはない。

支払期日から5年以内に受取られなかった分配金は失効し、ファンドに戻される。

2025年3月31日に終了した会計年度中、分配金の支払いはなかった。

注3. 未払費用

費用	注	米ドル
UCI管理事務代行会社報酬および保管報酬	(9)	37,732.59
代行協会員報酬	(10)	29,560.01
投資運用、投資顧問および成功報酬	(5)	273,709.36
管理会社報酬	(8)	17,718.45
専門家報酬		8,673.91
「年次税」	(7)	13,041.41
ブローカー手数料	(6)	62,898.51
雑費		5,637.36
合計		448,971.60

注4. その他の手数料

	米ドル
弁護士報酬	27,638.32
雑費	30,806.12
立替経費	579.09
合計	59,023.53

注5. 投資運用、投資顧問および成功報酬

投資運用契約（修正および再表示済）およびトレーディング・アドバイザー契約に従って、投資運用会社および運用助言者は、以下のように想定評価額によって異なる割合で毎週計算された投資運用報酬の支払をファンドの資産から受けることができる。

- ・最初の258,115口分までは、想定AHLアロケーション評価額に対し年率3%の1/52の割合
- ・258,115口を上回る分には、想定AHLアロケーション評価額に対し年率2%の1/52の割合
- ・さらに、投資運用会社および運用助言者は、それぞれのトレーディング・アカウントの新規の純値

上り益の20%相当額の成功報酬を受領する権利を有する。目論見書記載の新規の純益とは、報酬受領者によって運用された配分から発生したファンド資産の増加分に基づいている。

- ・マン・グループのメンバーに帰属する報酬に相当し、投資対象である原ファンドに連動するリベートは、投資運用報酬から直接的に控除される。

2025年3月31日に終了した年度中、成功報酬として268,917.06米ドルが発生し、支払われた。当該成功報酬の発生額は、当年度中に清算された。

注6. ブローカー手数料

管理会社は当初、「紹介ブローカー契約」（以下「紹介契約」という。）をマン・インベストメンツ・アーゲー（以下「前紹介ブローカー」という。）と締結した。2017年5月1日付で、管理会社、前紹介ブローカーおよびAHLパートナーズ・エルエルピー（以下「新紹介ブローカー」という。）は紹介契約に関する更新・変更証書を締結し、これに基づき、前紹介ブローカーは紹介契約による拘束を解かれ当事者ではなくなった一方、新紹介ブローカーは前紹介ブローカーに代り紹介契約の権利および義務による拘束を引受けた。紹介契約に基づき、紹介ブローカーは管理会社に対し、週次取引要約報告書の形式で評価のために必要な情報を提供する。

紹介契約に基づき、紹介ブローカー（紹介契約にて定義されたとおり）はそのトレーディング・アカウントに割当てられた資産の想定価額の年率0.7%に相当するブローカー手数料を受領する権利を有する。

注7. 「年次税」

ファンドは、ルクセンブルグにおいて投資信託として登録されており、その結果、ルクセンブルグにおいては、その収益、利益または利得についての課税の対象とはされていない。ただし、現行法規に基づき、ファンドは、純資産総額の0.05%の年率で、該当する四半期末現在のファンドの純資産価額をもとに四半期毎に計算され支払われるサブスクリプション・タックス（以下「年次税」という。）を課せられている。

注8. 管理会社報酬

管理会社は、ファンドの各週の平均純資産価額の年率0.15%で、毎週計算され、四半期毎に支払われる管理会社報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。年間最低管理報酬は40,000米ドルが適用される。

注9. UCI管理事務代行会社報酬および保管報酬

ファンドの保管受託銀行は、各四半期末現在の純資産総額の年率0.33%の割合で、四半期毎に支払われる保管報酬およびUCI管理事務代行会社報酬をファンドの資産から受領する権利を有している。保管報酬および管理事務代行報酬の年間最低報酬は61,000米ドルが適用される。

注10. 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンドの各週の平均純資産総額の年率0.25%の割合で、毎週計算され四半期毎に支払われる報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

注11. ブローカー預託金

かかる預託金は、証拠金の要求を満たすためにブローカーにより保有される。ブローカーは、契約に従って企画された取引に関連し、ファンドに代って、資産および現金を保有する。

注12. ポートフォリオの変動計算書

2025年3月31日に終了した年度の詳細なポートフォリオ変動明細表は、ファンドの管理会社の登録事務所において請求により無料で入手することができる。

注13. 投資有価証券およびデリバティブ金融商品の実現（損）／益および未実現評価（損）／益の変動

2025年3月31日終了の会計年度における投資有価証券の実現（損）／益は以下のとおり分析される。

	米ドル
投資有価証券の実現利益	3,096,324.92
投資有価証券の実現（損失）	(778,514.85)
投資有価証券の実現（損）／益（純額）	2,317,810.07

2025年3月31日終了の会計年度における投資有価証券に係る未実現評価（損）／益の変動は以下のとおり分析される。

	2024年3月31日現在 未実現評価 （損）／益 （米ドル）	2025年3月31日現在 未実現評価 （損）／益 （米ドル）	2025年3月31日 終了年度における 未実現評価 （損）／益の変動 （米ドル）
未実現評価益	4,805,098.45	212,235.75	(4,592,862.70)
未実現（評価損）	—	(3,622,918.02)	(3,622,918.02)
純額	4,805,098.45	(3,410,682.27)	(8,215,780.72)

2025年3月31日終了の会計年度における外国為替および外国為替先渡契約に係る実現（損）／益は以下のとおり分析される。

	米ドル
外国為替および外国為替先渡契約に係る実現利益	1,702.11
外国為替および外国為替先渡契約に係る実現（損失）	(880.68)
外国為替および外国為替先渡契約に係る実現（損）／益（純額）	821.43

注14. 後発事象

2024年12月2日付持ち回り決議に基づき、ファンドの取締役会は、2024年12月付の英文目論見書（2024年12月24日付でC S S Fによる査証を取得済み）を承認した。

ファンドの受益者には、2024年12月2日付通知をもって、ファンドの英文目論見書の改訂案に関する通知が提供された。